

令和8年度有害鳥獣被害防止対策事業の対象となるもの

下記補助用件をご覧になり、必要な数量をご確認のうえ購入計画をお願いいたします。

補助対象	補助要件	補助率等
電気柵 (1世帯、1事業体につき1セット限り)	電気牧柵機、電気牧柵線、がい子、杭、電気計測機、ネット等。 電気柵等の購入費及び設置に係る電気工事費であって、7万円(消費税込み)以上のもの。 ※除草シートは対象外	補助対象経費の1/2とする。 事業費200万円を限度とする。 補助金の額に1千円未満の端数は切り捨てた額とする。
防護ネット (イノシシ・シカ・サル用)	イノシシ・シカ被害防止用ネット。 *中古のり網は対象となりません。 *椎茸栽培用遮光ネットを防護ネットとして使用する場合は補助とします。ただし周囲をすべて囲ってください。	上記に同じ。 購入費4万円以上のもの。
ワイヤーメッシュ柵 (イノシシ・シカ用)	短辺1m×長辺2m以上のもの。φ4.0以上支柱、ステンレス結束線、補強用支柱、アンカーピン等。 *周囲をすべて囲ってください。 *1,500m以上は国庫補助対応とします。	上記に同じ。 購入費4万円以上のもの。
箱わな・くくりわな・囲いわな (イノシシ・シカ・サル用)	箱わなは、1人10台以内。 くくりわなは、1人30台以内。 囲いわなは、1自治振興区2基/年以内。 *有害鳥獣駆除隊員であること。 *サル用については、止め刺しする人がいること。	上記に同じ。 購入費4万円以上のもの。
特定小電力無線機 (捕獲確認装置)	受信機1台、発信機30台以内とする。 *ドッグマーカー用は狂犬病予防法に基づく飼い犬登録をしていること。 *有害鳥獣駆除隊員であること。 *発信機には技適マークが付いていること。	上記に同じ。 4万円(消費税込み)以上のもの。 事業費100万円を限度とする。
鳥獣対策用資材 (鳥獣追い払い等)	花火、煙火、モデルガン、パチンコ、その他町長が必要と認める物。 *鳥獣追い払い、捕獲、回収用とすること。 *集落単位、有害鳥獣捕獲班で購入すること。	上記に同じ。